

交野市重層的支援体制整備事業実施計画

令和5年3月

交 野 市

目 次

1	計画策定にあたって	P. 1
	(1)計画策定の目的と背景	P. 1
	(2)計画の位置づけ	P. 2
	(3)計画の期間	P. 2
	(4)計画の基本的理念	P. 3
2	重層的支援体制整備事業において実施する事業	P. 4
	(1)重層的支援事業の支援フロー図	P. 4
	(2)包括的相談支援事業	P. 6
	(3)参加支援事業	P. 7
	(4)地域づくり事業	P. 8
	(5)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	P. 9
	(6)多機関協働事業	P. 12
3	重層的支援体制整備事業の推進体制と評価	P. 14
■	資料編	P. 17
	1 策定過程	P. 19
	2 交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議設置要綱	P. 20
	3 各種帳票	P. 22

1 計画策定にあたって

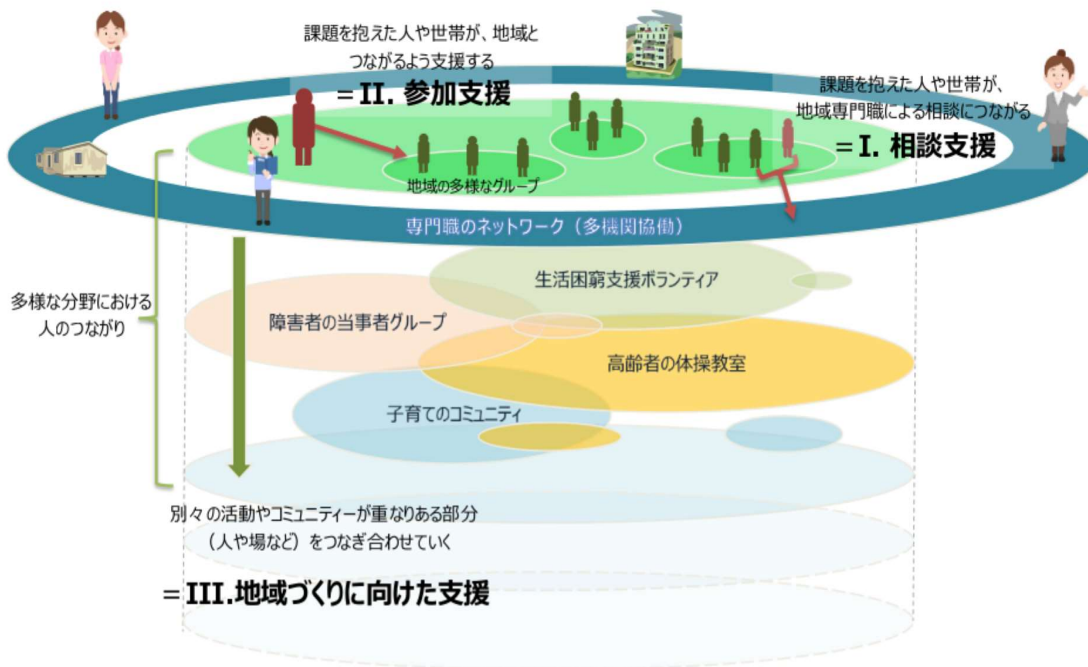
(1) 計画策定の目的と背景

地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野ごとの既存の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。

令和3年4月より法制化された重層的支援体制整備事業を本市において令和5年4月より実施することにより、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を相互に重ねて一体的に実施し、社会、地域、多様なつながりを創り出す社会、地域共生社会の実現をめざしていきます。

※地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

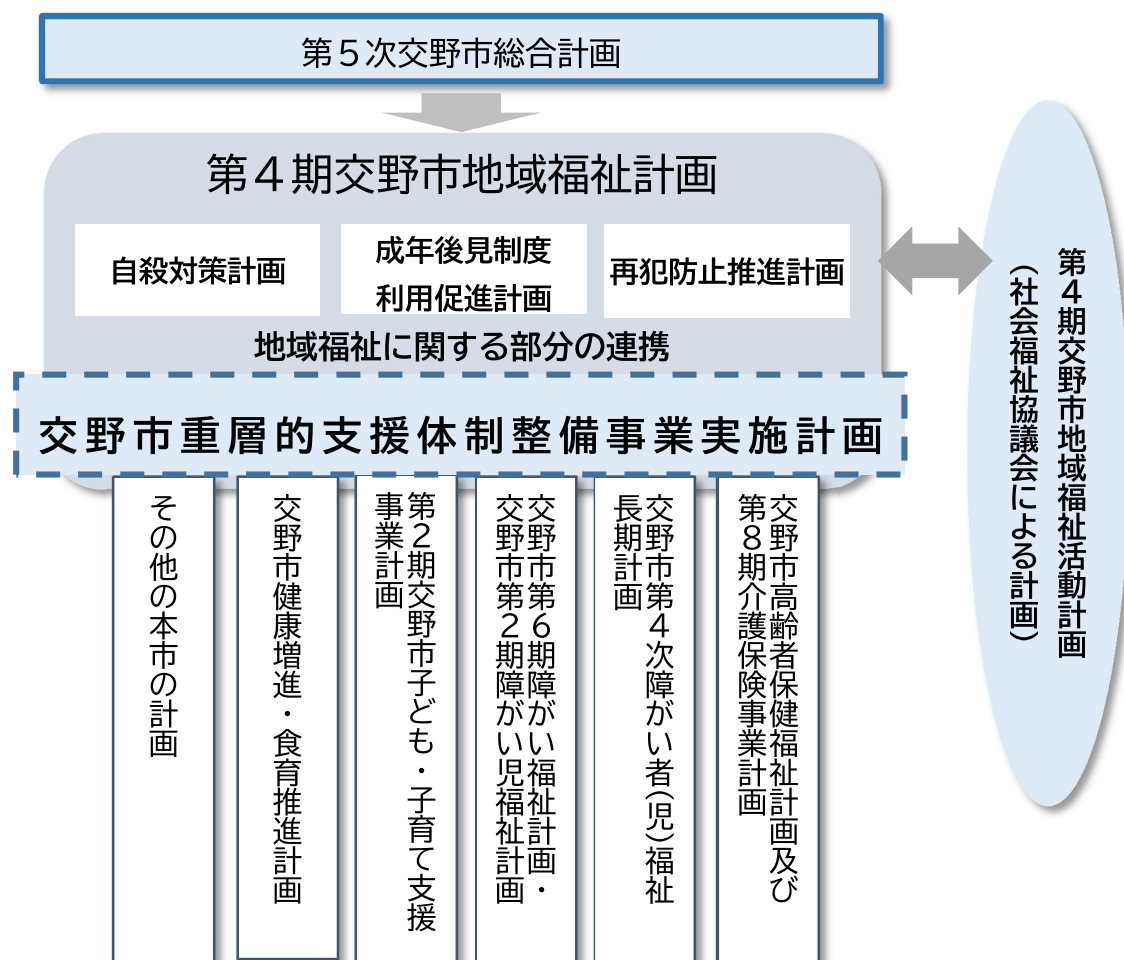
「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

(2) 計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「法」という。)第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

本実施計画の策定にあたっては、第5次交野市総合計画を上位計画とし各福祉分野ごとの計画の地域福祉に関する部分の連携を定める「第4期交野市地域福祉計画」のうち共通して取り組むべき事項として整合を図ります。

また、「第4期交野市地域福祉計画」で掲げる重層的支援体制の具体的な事業実施内容を定めたものです。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間とします。

なお、次期計画については、(仮称)第5期交野市地域福祉計画ならびに(仮称)第5期交野市地域福祉活動計画を一体化した計画に包含したものとしての策定を検討します。

また、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合や、その他見直しの必要が生じた場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

(4) 計画の基本理念

交野市における重層的支援体制整備事業の理念を以下の通り定めます。

No 孤独 No 孤立、だれもが役割を持ち活躍できる社会に

～オール交野のプロジェクト～

No 孤独 No 孤立

近年、家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。特に、地域や家族などのコミュニティにおいて人と人との「つながり」が希薄化し、生活課題を抱えこんだまま、相談する相手がない人や、制度の狭間で孤立してしまい、「生きづらさ」を感じている人が増えていることは大きな課題とされています。

また、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、「生きづらさ」を感じる人がさらに孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会変化をもたらしました。

交野市でも孤独・孤立状態にある人や世帯の課題を解決していくためには、行政内の各部署の縦割りの枠を越えた連携・協働を進めていきます。

さらには連携・協働の輪を行政内部だけではなく、社会福祉法人を筆頭とした福祉関係者との関係を深め、パートナーシップの輪を広げていきたいと考えています。

だれもが役割を持ち活躍できる社会に

「生きづらさ」を感じる人が、安心して暮らすためには「困りごと相談」「つながりづくり」「居場所づくり」を一体的に行う必要があります。

「つながりづくり」「居場所づくり」は特定の施設や場所を指すのではなく、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが重要とされます。

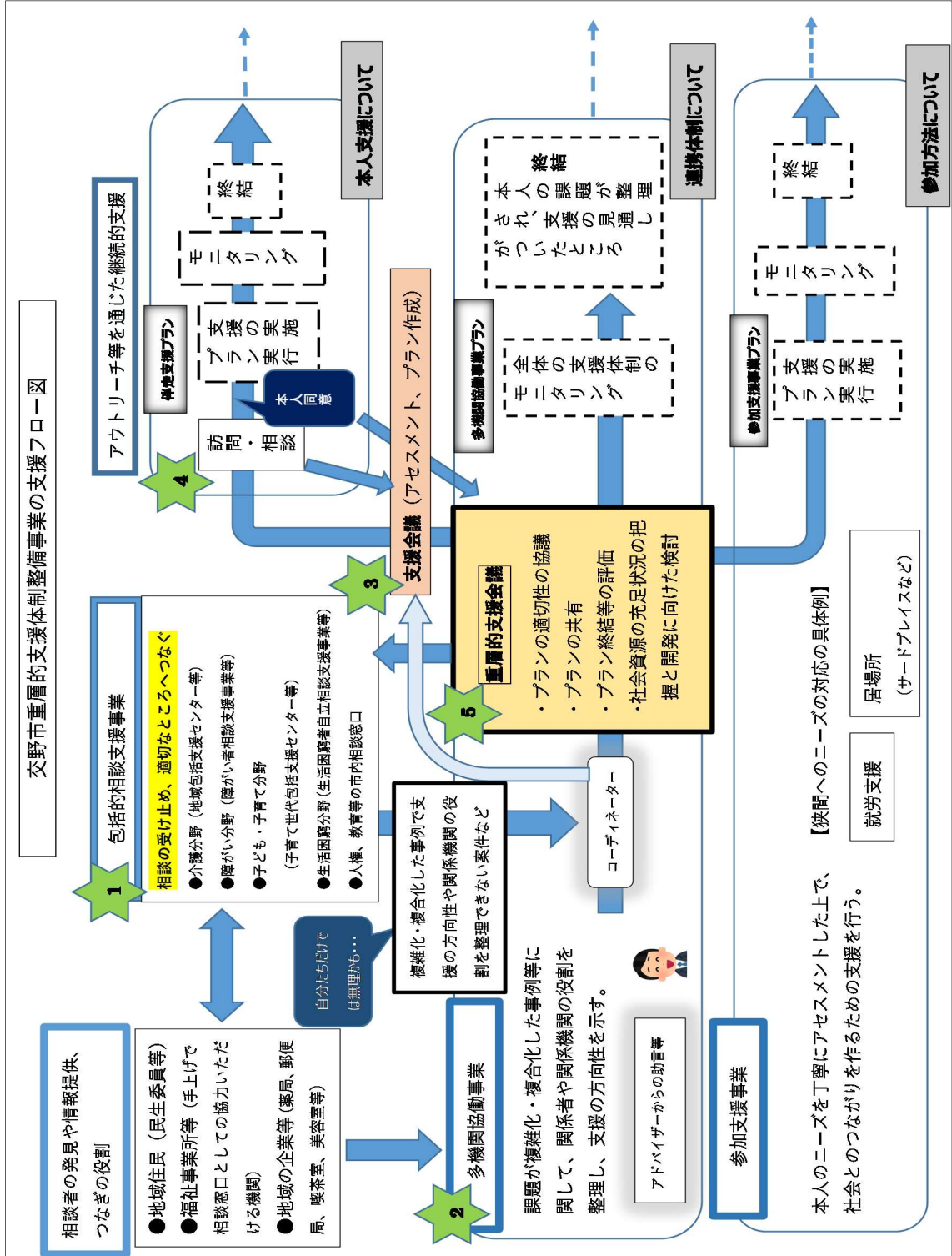
「支え手」と「受け手」が固定されずに、だれもが役割を持ち活躍できる社会を交野全体でめざすためには、地域福祉を推進する各団体や事業、さらには地域の企業などとの協力が必要とされます。

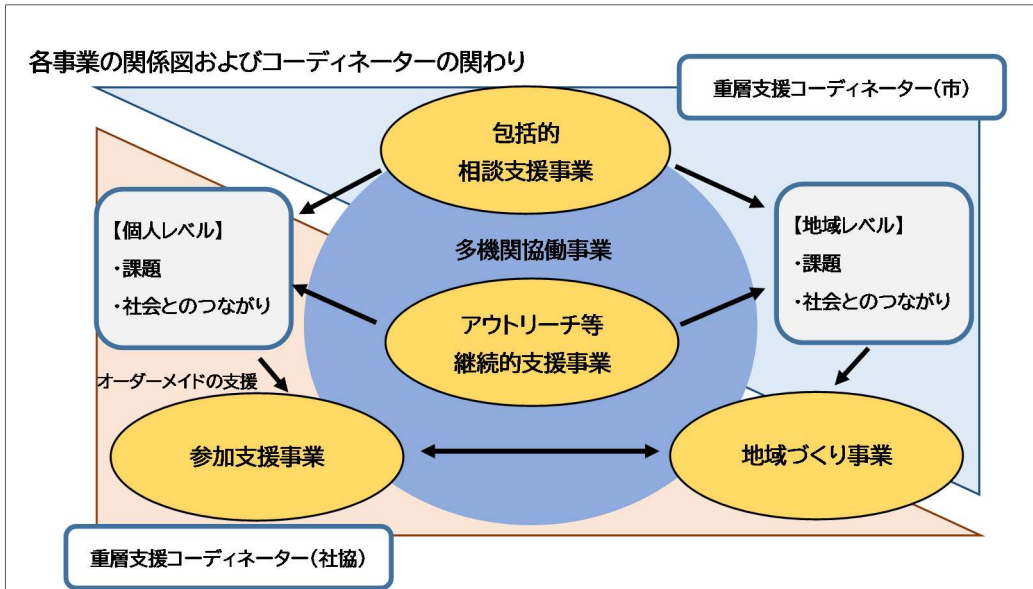
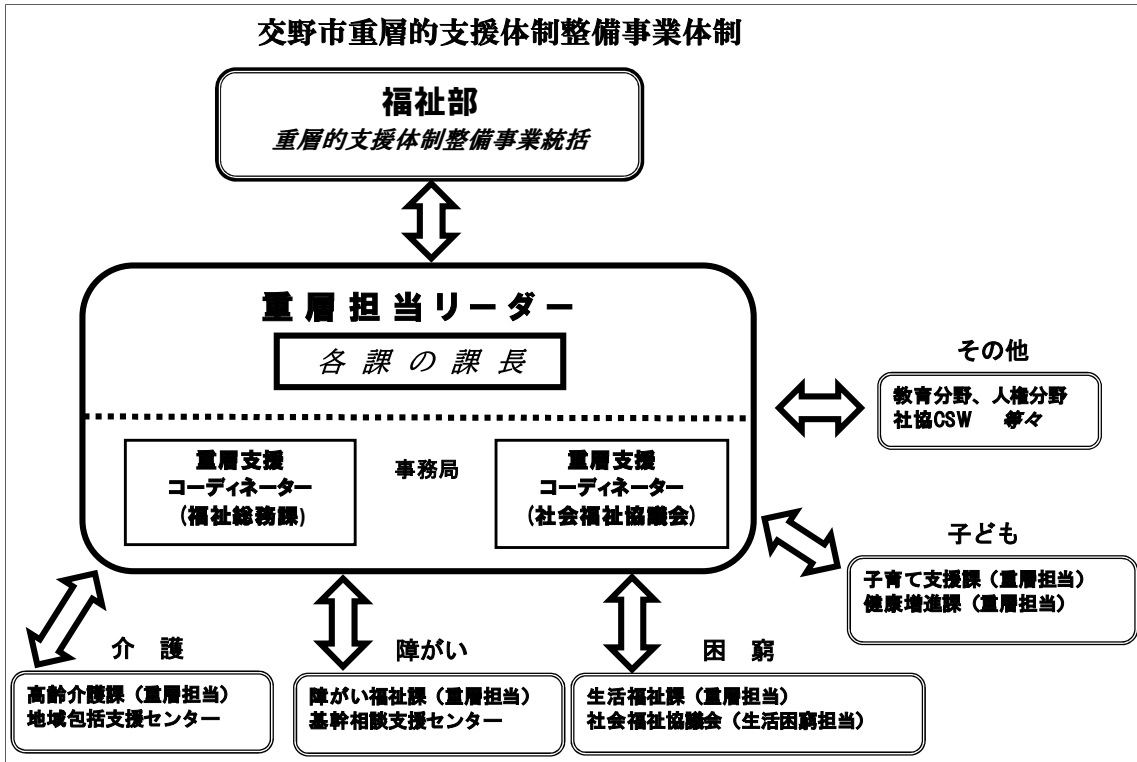
交野市に住む人、働く人が様々な活動に主体的に参加できる社会にするために、既存の取り組みや事業の持つ強みをつなげることと、足りない資源を創造していただくことが必要になります。

各事業計画とも連動し、交野市全体が一体感を持ち、市民が活躍できる社会をめざしていきます。

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

(1)重層的支援体制整備事業の支援フロー図





(2) 包括的相談支援事業

分野(介護、障がい、子ども、生活困窮)ごとの相談支援は、従来通り実施しつつ、制度間の壁を低くすることで、相談支援機関のより一層の連携を図っていきます。加えて、人権・教育等の市内各種相談支援機関・窓口も同様に、属性や世代、相談内容に関わらない相談の受け止め、相談内容の整理、適切な相談支援窓口への丁寧なつなぎを行います。

さらに、協力事業者(介護支援専門員、相談支援専門員など専門職がいる福祉サービス事業者など)でも、相談をいったん丸ごと受け止め、相談内容を整理し、適切な相談支援窓口にて丁寧につなぎ仕組みを充実させるとともに、協力事業者による相談窓口が市民にとってより身近で分かりやすくなるよう、愛称を「まるまど」とし、その周知方法を工夫します。

また、国や大阪府などの相談支援機関等とも、専門的視点に立った助言を仰ぐなど適切な連携をしていくことで、本市全体としてより専門的な相談支援の仕組みを構築します。(例:大阪法務少年支援センター、大阪府中央子ども家庭センター、大阪府四條畷保健所、大阪府障がい者自立相談支援センター、大阪府こころの健康総合センター、大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)、大阪府女性相談センターなど)

《事業実施体制》

実施事業	分野	実施体制
地域包括支援センターの運営 【法 106 条の 4 第 2 項 第 1 号のイ】	介護	【支援機関】 交野市地域包括支援センター : 委託 【所管課】 福祉部高齢介護課
障害者相談支援事業 【法 106 条の 4 第 2 項 第 1 号のロ】	障がい	【支援機関】 交野市障がい者等基幹相談支援センター : 直営(一部委託) 【所管課】 福祉部障がい福祉課
利用者支援事業 【法 106 条の 4 第 2 項 第 1 号のハ】	子ども	【支援機関】 交野市子育て世代包括支援センター〈母子保健型〉 : 直営 交野市立地域子育て支援センター〈基本型〉 : 委託 【所管課】 健やか部健康増進課 〈母子保健型〉 健やか部子育て支援課 〈基本型〉
生活困窮者自立相談支援事業 【法 106 条の 4 第 2 項 第 1 号のニ】	困窮	【支援機関】 生活困窮自立相談窓口 : 委託 【所管課】 福祉部福祉総務課

(3)参加支援事業【法 106 条の 4 第 2 項第 2 号】

既存の制度では対応できない複雑な課題を持つ個別性の高いニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用および開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加ならびに就労につなげていきます。各事業の枠組みを越えた連携や、新たな社会資源を拡充・開発することで多様な支援メニューを生み出していきます。

《事業実施主体》

- ・各相談支援事業における社会資源を開発するコーディネーター・専門員
- ・社会福祉法人交野市社会福祉協議会に配置しているコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)など

《事業対象者》

何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の制度等による支援では対応が難しいような狭間のニーズを有し、社会参加が必要と思われる人やその世帯等

《事業実施の際に活用可能な社会資源の例》

- 「かたの×サードプレイス」などの社会とのつながりが薄い人への居場所づくり事業
- 交野市ボランティアセンター、各校区福祉委員会等で実施する各種ボランティア活動やグループ活動など
- 「大阪しあわせネットワーク」(社会福祉法人による社会貢献事業)や、「交野市社会福祉施設地域貢献連絡会」(社会福祉施設が分野を越えて、交野市内の様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的とした連絡会)に参画する市内社会福祉法人ならびに社会福祉施設等による社会貢献事業、地域貢献事業など
- 障がい福祉施策における「地域生活支援拠点」での体験の機会および場の提供を、対象者を広く当てはめて実施するなど

(4)地域づくり事業

従来からの各分野での地域づくり事業を充実していきます。必要に応じて分野を越えた取り組みや、共同事業を行います。

また、交野市では分野ごとの事業以外にも、小地域ネットワーク活動推進事業として、小学校区ごとに住民が活動主体である福祉委員会を設置し、地域福祉活動を推進してきましたが、今後も校区福祉委員会活動を中心に第4期交野市地域福祉計画・第4期交野市地域福祉活動計画に沿って地域福祉活動を充実していきます。

そのほかにも、ボランティア活動や住民自治活動、様々なテーマの市民活動、企業の活動などの各活動を必要に応じてつなぎ、住民が活躍できる地域共生社会をめざします。

《事業実施体制》

実施事業	分野	概要
地域介護予防活動支援事業 【法106条の4第2項第3号のイ】	介護	・地域元気アップ体操教室 ・元気アップメイト(地域の元気アップ教室等のボランティア)養成講座・活動支援 ・スポーツ講習会(グラウンドゴルフ・気功・モルックなど)
生活支援体制整備事業 【法106条の4第2項第3号のロ】	介護	(福)交野市社会福祉協議会に委託。生活支援コーディネーター1名を配置し、日常生活上の支援体制の充実に向けた関係者間の連携体制づくり等に係る取り組み。
地域活動支援センター機能強化事業 【法106条の4第2項第3号のハ】	障がい	地域活動支援センターI型事業を委託(地域活動支援センターみのり・天野が原5丁目)。機能強化として精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療・福祉及び社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がい理解促進を図るための普及啓発、その他精神障がい者の地域活動を支援するための事業などを実施
地域子育て支援拠点事業 【法106条の4第2項第3号のニ】	子ども	就学前の児童とその保護者が集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援が受けられる常設の場として、中学校区ごとに開設 ①交野市立地域子育て支援センター(青年の家図書館横) : 委託 ②ぼらりすひろば(第1児童センター子育て支援室) : 委託 ③星田地域子育て支援センター(星田こども園内) : 委託 ④つどいの広場(ゆうゆうセンター3階運動療法室) : 直営
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【法106条の4第2項第3号】	困窮	社会福祉協議会委託事業の小地域ネットワーク活動推進事業における各種サロン活動(いきいきサロン、子育てサロン、共生型サロン、喫茶サロンなど)、とりわけ、地域での学習支援や子どもの居場所づくりに関する取り組み

(5)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【法 106 条の4第 2 項第 4 号】

社会から孤立・孤独状態にある人を早期に発見し、各支援事業に繋ぐための支援を行います。

長期間のひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人やその家族に必要な支援が届けるためのアプローチを行う本事業を、社会福祉法人交野市社会福祉協議会に配置しているコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)などが行うことに加えて、専門職がいる福祉サービス事業者などにも、「潜在的にニーズを抱える人を探し、つなぐ役割」を担うべく、本事業参画への協力を働きかけます。

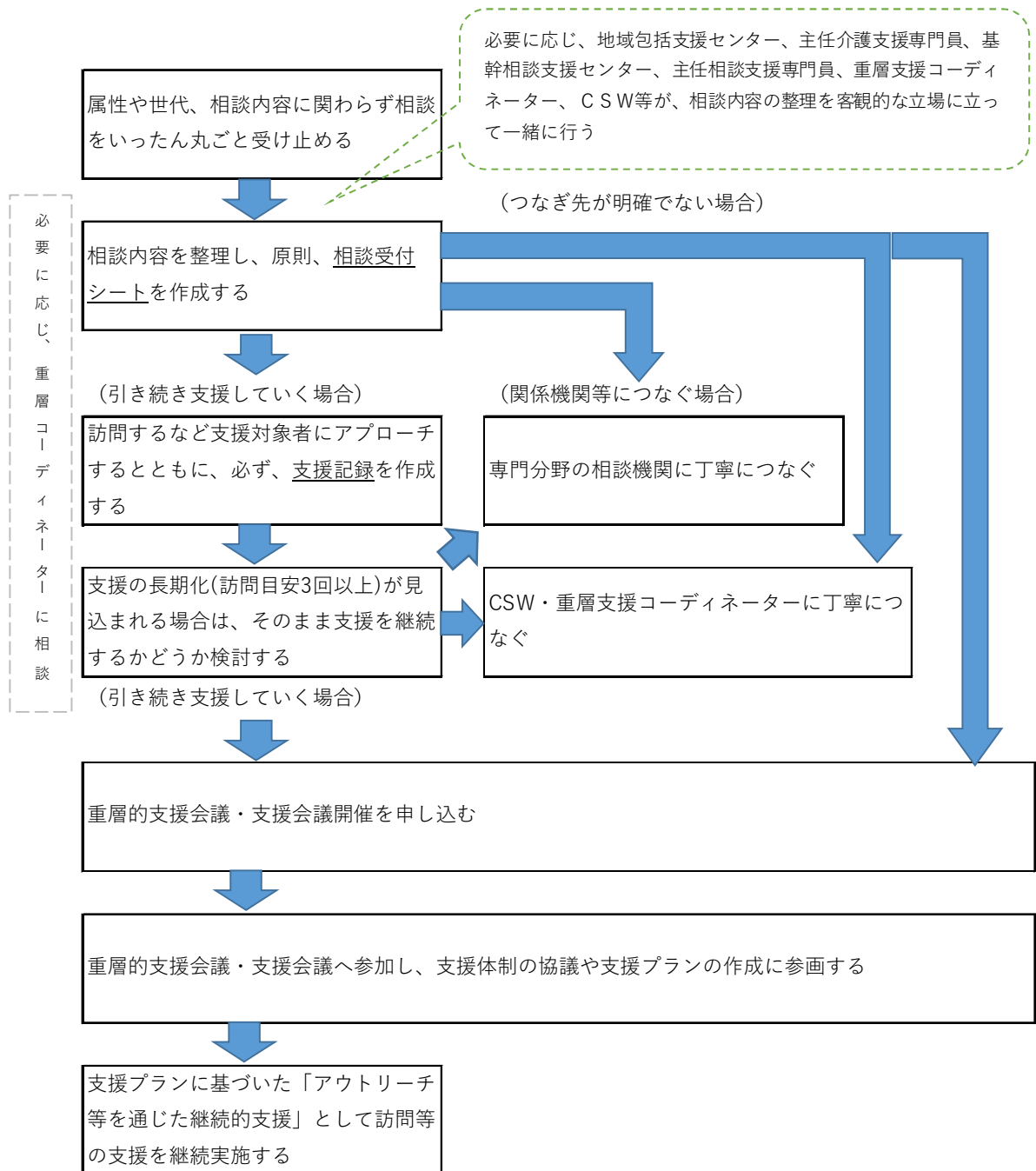
協力を賛同した事業者(愛称「まるまど」)が、各支援事業や制度の狭間の支援を行うコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)へバトンをつなぐまでの間に、支援対象者(予備軍を含む)に対してアウトリーチ(伴走的支援)を行った際には、その活動に対する報償費を市が支払うこととします。

そのため、協力事業者には、つなぎ先である各種相談支援窓口などの社会資源や相談援助技術などの習得に関する研修会を行います。

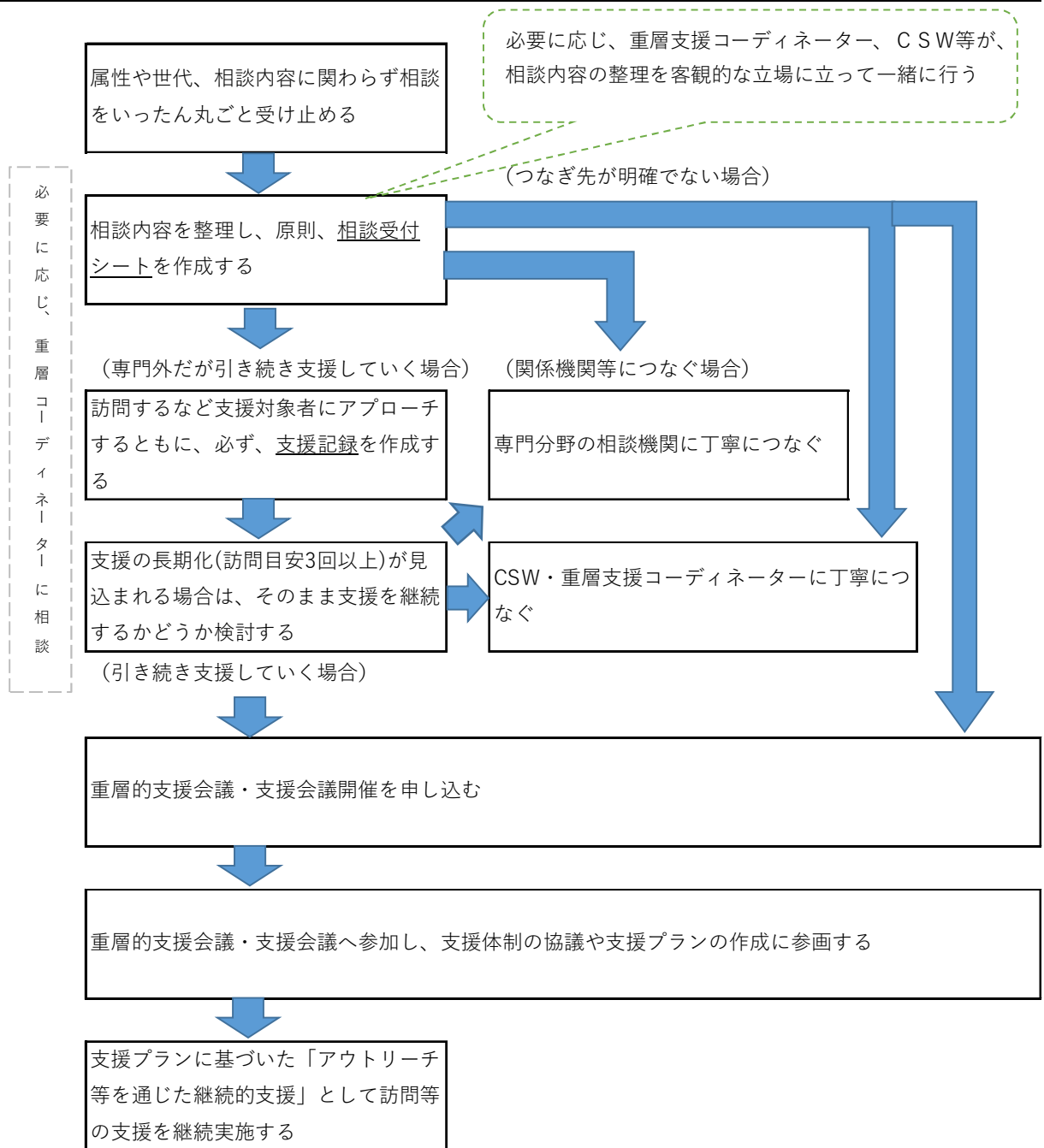
《事業対象者》

- ①社会から孤立・孤独状態にある人
- ②長期間にわたり人や社会との交流がなく、ひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人やその家族

まるまど（協力事業者）支援フロー図



既存の相談支援窓口など（相談～重層的支援会議フロー図）



(6)多機関協働事業

【法 106 条の 4 第 2 項第 5 号第 6 号】

《事業実施体制》

本事業の調整機能を担うために、福祉部福祉総務課に、重層支援コーディネーター1名、交野市社会福祉協議会に、重層支援コーディネーター1名、合計2名の重層支援コーディネーターを配置します。

また、必要に応じて、国や大阪府などの相談支援機関や、専門的知見や経験等を有する専門職(弁護士・税理士・社会保険労務士・行政書士・大学教員・社会福祉士など)、人権相談員・就労支援相談員等がアドバイザーとしての立場で重層的支援会議等に参画し、専門的視点に立った助言を仰ぐことができる体制を整備します。

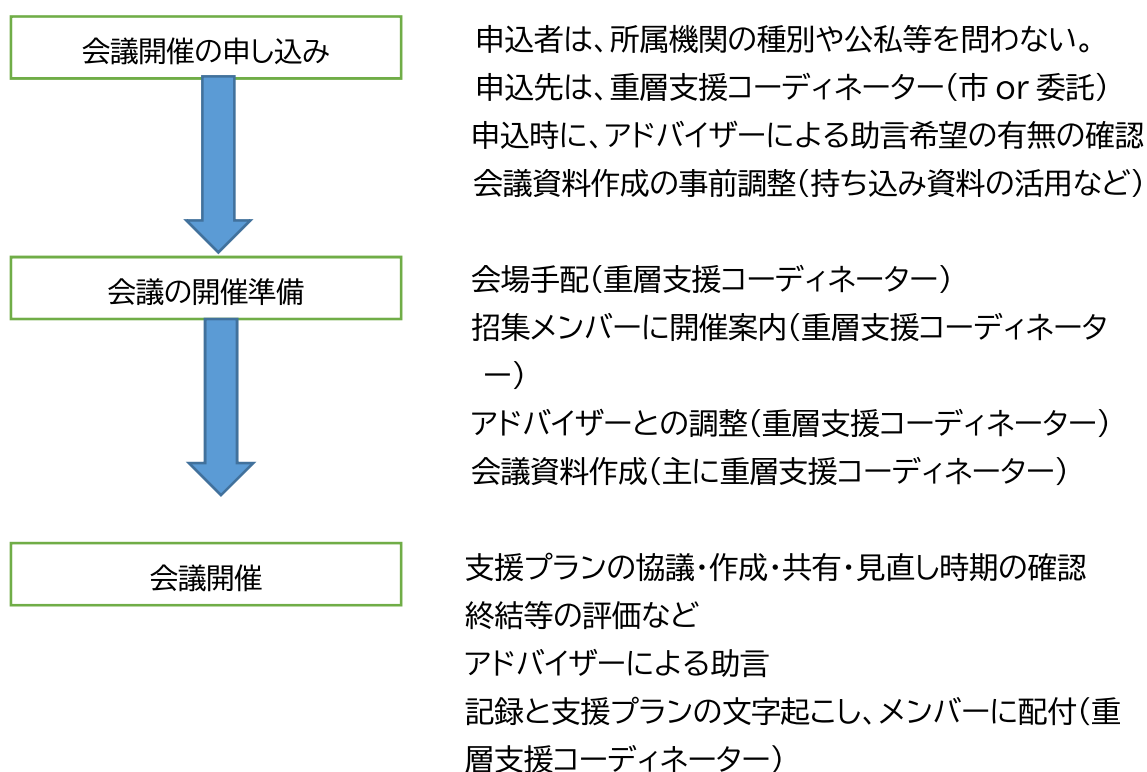
さらに、本事業における支援内容や連携体制などに関して全体共有する仕組みを、重層支援コーディネーターを中心として構築し、併せて交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議等の活用により、交野市全体の関係機関等の支援力の向上につなげていきます。

《重層的支援会議・支援会議について》

- 本人同意がとれているケースは重層的支援会議で本人同意がとれていないケースは支援会議で支援方法を検討します。なお、本人同意とは、個人情報 の多機関共有にかかる同意を指します。
- 重層的支援会議・支援会議は、既存の多機関参画のケース検討会議の開催や、既存のアドバイザーの活用を妨げるものではありません。既存の連携で課題解決への支援に向かうならば、従来通りの支援体制を組みます。
- 重層的支援会議・支援会議の対象となるケースは、複数分野にまたがり複合化・複雑化した課題を抱えるケース、支援の中心となる機関が不明確で連携がとりづらいケースなどを想定するものの、「会議を活用するかどうかを迷うのであれば重層的支援会議・支援会議で検討してみましょう」のスタンス。既存ケース検討会議を経ずに、いきなりあげても構わないこととします。
- 重層的支援会議・支援会議での検討の結果、参加支援事業などへのつながりが必要となれば、主として重層支援コーディネーターがつないでいきます。
- アドバイザーによる助言は、会議開催前後や、会議開催を判断する前に助言を仰ぐことも想定しています。また、既存の各分野にある専門的な助言の仕組み(例:地域

包括支援センター法律支援、要保護要支援対策協議会の外部スーパーバイザーなど)既存事業は、従来通り活用していくこととします。

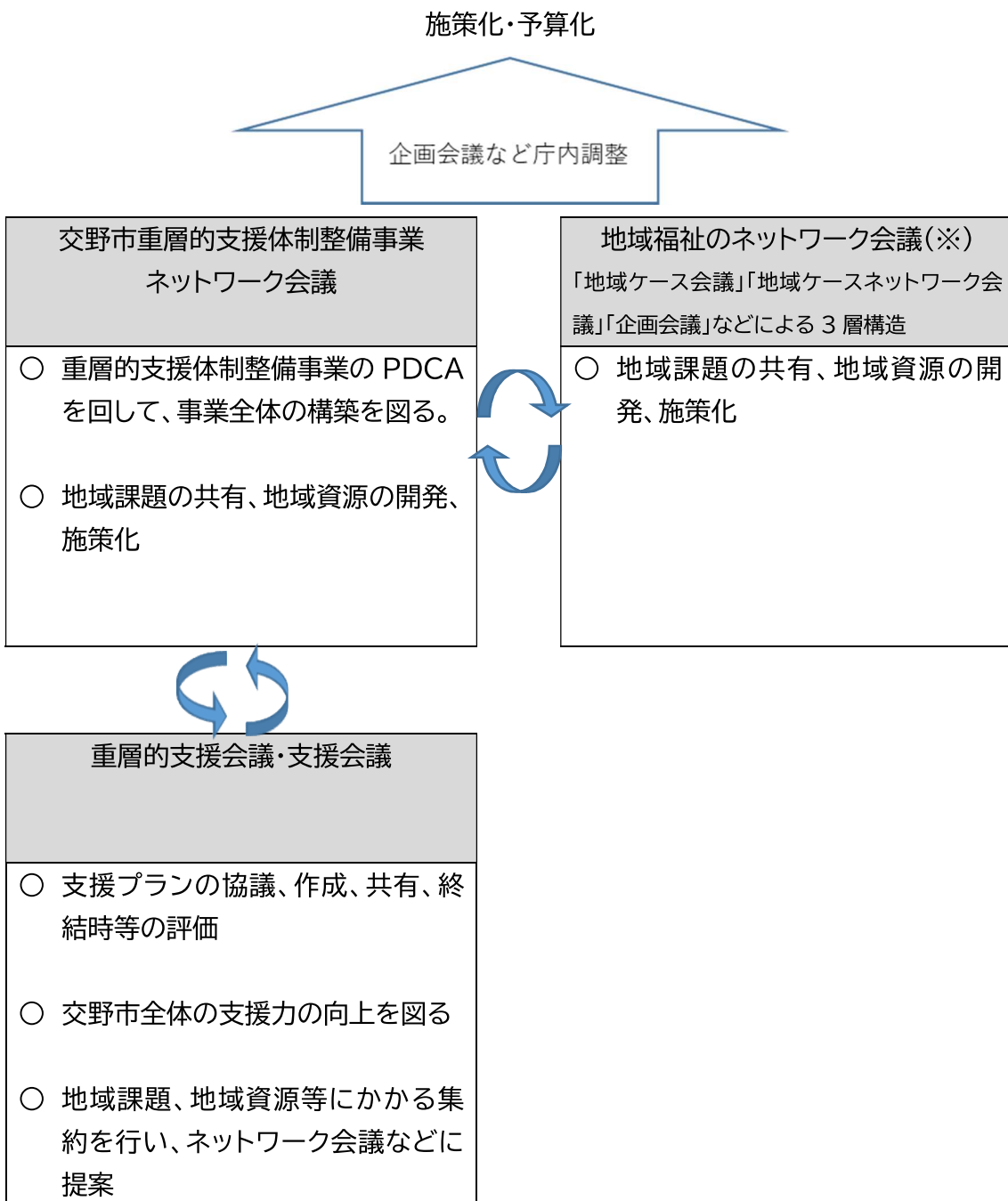
- 重層的支援会議・支援会議にはかけないが、アドバイザーの助言を受けたい際の申込受理と調整も、重層支援コーディネーターが担当します。

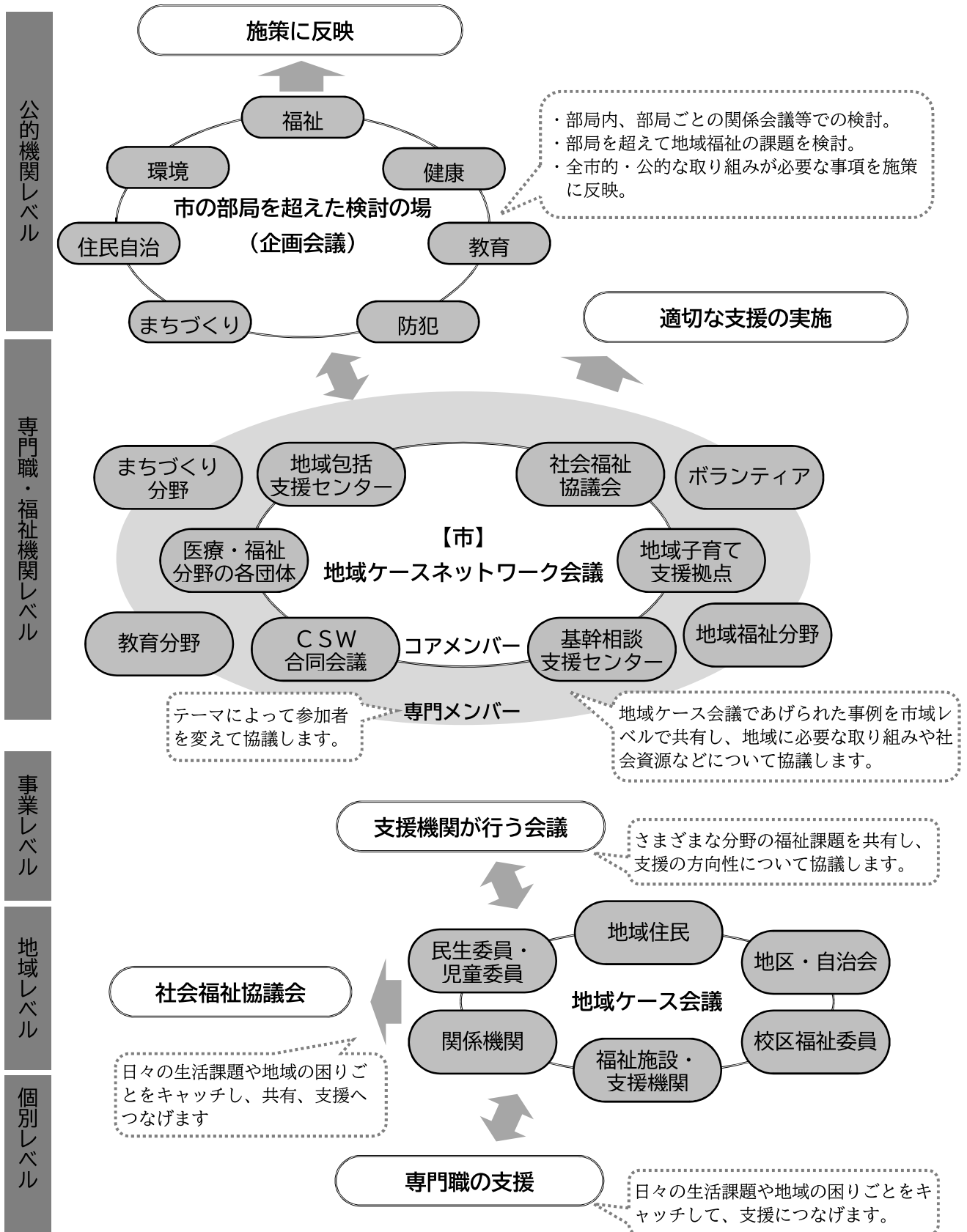


3 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

重層的支援体制整備事業の効果的な推進と適切な運用を行うためにも各関係会議で必要な事項を協議します。

また、重層的支援体制整備事業を適切に実施することによって地域福祉を推進していくためには、市民や福祉事業者などに広く事業内容を周知し、理解と協力を求めていく必要があります。広報紙やホームページ、SNS の活用などにより事業の周知を図ります。





〈資料編〉

1 策定過程

年 月 日	内 容
令和4年5月19日	★第1回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業ネットワーク会議について ・大阪府地域福祉推進室地域福祉課職員による行政説明
令和4年7月1日	★第2回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業の検討について ・今後のスケジュールについて
令和4年8月1日	★第3回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業のアウトライン検討について①
令和4年9月1日	★第4回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業のアウトライン検討について②
令和4年10月3日	★第5回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業のアウトライン検討について③
令和4年11月1日	★第6回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業実施計画案について① ・来年度予算(新規事業)について
令和5年1月6日	★第7回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業実施計画案について② ・協力事業者について
令和5年2月2日	★第8回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業実施計画案について③
令和5年3月2日	★第9回交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・重層的支援体制整備事業実施計画案について④

※大阪府、大阪府社会福祉協議会からも、会議に出席いただき助言いただいた

2 交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の4第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業(以下「事業」という。)を実施することを目的に、行政と関係機関が連携・協働し、事業の実施に必要な事項について意見交換を行うため、交野市重層的支援体制整備事業ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 事業のメニューの創設及び実施に関すること。
- (2) 事業の評価、見直し及び進捗管理に関すること。
- (3) その他事業の実施に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる関係機関等で構成する。

- (1) 健やか部子育て支援課
- (2) 健やか部健康増進課
- (3) 学校教育部指導課
- (4) 生涯学習推進部青少年育成課
- (5) 総務部人権と暮らしの相談課
- (6) 交野市社会福祉協議会
- (7) 交野市地域包括支援センター
- (8) 大阪府介護支援専門員協会交野支部
- (9) 交野市訪問看護ステーション連絡会
- (10) 福祉部
- (11) その他、市長が認めるもの

(会議)

第4条 ネットワーク会議の出席者は、前条に規定する関係機関等から事務局が調整し招集する。

2 ネットワーク会議の議題等に応じて、前条に規定する関係機関等以外から出席者を求めることができるものとする。

3 ネットワーク会議の議事進行は、事務局が務める。

(秘密の厳守)

第5条 ネットワーク会議の出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(報償費の支払い)

第6条 ネットワーク会議の出席者(国、地方公共団体及び社会福祉協議会の職員を除く。)に対し、報償費を支払うものとする。この場合において、報償費の額等は、交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例のその他非常勤職員の規定を準用する。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、交野市福祉部福祉総務課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

3 各種帳票

相談受付・申込票					
受付機関	<input type="checkbox"/> 多機関協働事業 <input type="checkbox"/> 参加支援事業 <input type="checkbox"/> アウトリーチ等事業 <input type="checkbox"/> その他 ()				
受付番号 (※)多機関 協働用		初回相談 受付日	西暦	年	月 日
相談経路					その他の 場合に自 由記述
■基本情報					
ふりがな			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> ()	
氏名			生年月日	西暦	年 月 日 (歳)
住所	〒 -				
電話	自宅	() -	携帯	- -	
メール					
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名			来談者との 関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話	() -			
■ご相談内容					
ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。					
	病気や健康、障害のこと		住まいについて		収入・生活費のこと
	家賃やローンの支払いのこと		税金や公共料金等の支払いについて		債務について
	仕事探し、就職について		仕事上の不安やトラブル		地域との関係について
	家族との関係について		子育てのこと		介護のこと
	ひきこもり・不登校		D V ・虐待		食べるものがない
	その他 ()				
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。					
■相談申込み欄					
様					
上記の相談内容等について、 <input type="checkbox"/> 多機関協働事業 <input type="checkbox"/> 参加支援事業 <input type="checkbox"/> アウトリーチ等事業 の利用を申し込みます。 また、相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。					
西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日 本人署名 _____					

インテーク・アセスメントシート

受付 番号		氏名		相談受付日	西暦	年	月	日
主担当者		備考						

■相談経路・相談歴

相談経路		その他 自由記述	
------	--	-------------	--

これまでに相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）

就 労	<input type="checkbox"/> ハローワーク	保 護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署)
	<input type="checkbox"/> 職業訓練機関		<input type="checkbox"/> ホームレス支援機関
医 療	<input type="checkbox"/> 就労準備支援機関	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 一時保護施設
	<input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション		<input type="checkbox"/> 警察
障 害	<input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム
	<input type="checkbox"/> 一般企業		<input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
高 齢	<input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等)	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関
	<input type="checkbox"/> 農業者・農業団体		<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 医療機関	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)
	<input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関)		<input type="checkbox"/> 社会保険労務士
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 家計改善支援機関
	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署		<input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等)
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く)
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター		<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金)
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)
	<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所		<input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	生 活・ 金 銭	<input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士
	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署		<input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター	住 居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部局(居住支援協議会)
	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所		<input type="checkbox"/> 居住支援法人
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署	住 居	<input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社
	<input type="checkbox"/> 教育委員会		<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園	住 居	<input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員
	<input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校		<input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)	住 居	<input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関
	<input type="checkbox"/> その他教育機関		<input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所)	住 居	<input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体
	<input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター		<input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	住 居	<input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)
	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点		<input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等)
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> その他子育て支援機関	住 居	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)
	<input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署		<input type="checkbox"/> その他行政の担当部署
子 ど も ・ 人 権	<input type="checkbox"/> 男女共同参画センター	住 居	<input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン
	<input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター		<input type="checkbox"/> その他1 ()

■相談歴の概況／相談経緯(誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載)

--

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

--

インタビュー・アセスメントシート

■本人の主訴・状況(続き)

(1)家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで 人) <input type="checkbox"/> 無				別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()				子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人→扶養 人)			
世帯類型	単身世帯(65歳以上)				その他世帯の詳細 (自由記述)				
本人	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員4	氏名	続柄	性別	年齢
		本人							
世帯員1	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員5	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員2	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員6	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員3	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員7	氏名	続柄	性別	年齢
家族の状況 (子どものことを含む)									
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()				地域との関係				
特記事項									

(2)健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い		通院先/ 服薬・診断・ 症状等						
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない		障害者 手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体 (級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神 (級) 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず					
特記事項									

(3)収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額 円) 月々出ていくお金 (月額 円)		家計状況						
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない		滞納 債務	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 債務あり (<input type="checkbox"/> うち生活福祉資金債務あり) <input type="checkbox"/> 債務なし <input type="checkbox"/>					
	公的給付 (受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 高齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他()		生活保護					
特記事項									

多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書

■法に基づく事業等

メニュー		利用有無		支援方針(期間・実施機関等)									
1	参加支援事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()						
2	アウトリーチ事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間	西暦	年	月	～	西暦	年	月		
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()						

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

プラン期間	西暦	年	月	日	まで	次回モニタリング時期	西暦	年	月
-------	----	---	---	---	----	------------	----	---	---

■プランに関する本人同意・申込署名欄

様

私は、 上記のプランに基づく支援について同意します。
 法に基づく事業(上記1, 2)の利用について申し込みます。

西暦 _____年 _____月 _____日

本人署名 _____

<重層的支援会議・支援決定>

重層的支援会議開催日	①	西暦	年	月	日	支援決定・確認	<input type="checkbox"/> 支援決定 (法に基づく事業(上記1, 2))
	②	西暦	年	月	日		<input type="checkbox"/> 確認
	③	西暦	年	月	日		(決定・確認日: 西暦 _____年 _____月 _____日)

<備考>

<必要添付書類>

評価シート					
受付番号				氏名	
評価回	評価()回目	評価担当者		評価記入日	西暦 年 月 日
■目標の達成状況					
目標の達成状況					
見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 障害者手帳取得 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 家計の改善 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外) <input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)			
		社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む)) <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的) <input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等) <input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加		
	他		<input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった				
現在の状況と残された課題					
■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見					
本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望	スタッフの意見			

つながり評価シート

受付番号			氏名			
※評価回	評価()回目	※評価担当者		評価記入日	西暦	年 月 日

■目標の達成状況

※評価日 現在の 状態像	意欲	<input type="checkbox"/> 1. 就労や生活全般(家事、遊び、趣味、身の回りのこと)等に対して意欲が持てない。 <input type="checkbox"/> 2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 <input type="checkbox"/> 3. 2に加え、就労やボランティア活動等の社会参加に関心がある。 <input type="checkbox"/> 4. 就労やボランティア活動等の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。
	自己肯定感	<input type="checkbox"/> 1. 自分のことを否定し、受け入れられない。 <input type="checkbox"/> 2. 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた身近な人等からしか認められていないと感じている。 <input type="checkbox"/> 3. しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 <input type="checkbox"/> 4. 自分のことを肯定的に受け止めている。
	対人関係	<input type="checkbox"/> 1. 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない <input type="checkbox"/> 2. 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる <input type="checkbox"/> 3. 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる <input type="checkbox"/> 4. 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる
	社会参加	<input type="checkbox"/> 1. 社会との接点を持たず、外出もままならない。 <input type="checkbox"/> 2. 限られた身近な人(家族や友人等)や支援者との関わりがある。 <input type="checkbox"/> 3. 身近な人(家族や友人等)や支援者以外にも、仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、月1回から数回程度、会う人と場がある <input type="checkbox"/> 4. 仕事、学校、地域活動、趣味、遊び等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。
	相談	<input type="checkbox"/> 1. 困った時に相談できる人や支援機関が1つもない <input type="checkbox"/> 2. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あるが、いずれも信頼して相談できる関係ではない <input type="checkbox"/> 3. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あり、そのうちの1つと信頼して相談できる関係にある <input type="checkbox"/> 4. 困った時に相談できる人や支援機関が複数あり、そのうちの複数と信頼して相談できる関係にある